

厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

当院の各病棟において届け出を行っている入院基本料の概要は以下の通りです。

・精神科救急急性期入院料1（A1病棟、A2病棟）

1日に15名以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

・朝9時～夕方17時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

・夕方17時～朝9時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

・精神科急性期治療病棟1（B病棟）

1日に12名以上の看護職員と5名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

・朝9時～夕方17時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

・夕方17時～朝9時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

・精神病棟入院基本料15：1（C病棟）

1日に12名以上の看護職員と6名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

・朝9時～夕方17時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

・夕方17時～朝9時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は57人以内です。

・認知症治療病棟入院料1（西1病棟）

1日に8名以上の看護職員と7名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

・朝9時～夕方17時まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

・夕方17時～朝9時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内です。
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 52 人以内です。

・認知症治療病棟入院料1（西2病棟）

1日に9名以上の看護職員と8名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

・朝9時～夕方17時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。

・夕方17時～朝9時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 60 人以内です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師、看護師等が共同して入院診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

3. 地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は次の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に提出を行っています。

1) 基本診療

精神科救急急性期医療入院料1

・看護職員夜間配置加算

精神科急性期治療病棟入院料1

・精神科急性期医師配置加算（医師配置基準16対1）

・重度アルコール依存症入院医療管理加算

精神病棟入院基本料（15対1）

・看護配置加算

・看護補助加算1（補助配置基準30対1）

・看護補助体制充実加算

認知症治療病棟入院料1

療養環境加算

精神科応急入院施設管理加算

摂食障害入院医療管理加算

精神科身体合併症管理加算

精神科救急搬送患者紹介加算

医療安全対策加算2

医療安全対策地域連携加算2

2) 特掲診療

医療保護入院等診療料

薬剤管理指導料

抗精神病特定薬剤治療指導管理料

CT撮影及びMRI撮影

精神科作業療法

精神科ショート・ケア「大規模なもの」

精神科デイ・ケア「大規模なもの」

精神科ナイト・ケア

重度認知症患者デイ・ケア料

特別の療養環境の提供（差額ベッド）

外来ベースアップ評価料1

入院ベースアップ評価料

入院時食事療養（1）
 精神科退院時共同指導料1・2
 療養生活継続支援加算
 診療録管理体制加算3
 データ提出加算
 精神科入退院支援加算

4. 医療情報取得加算に係る院内掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
 診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

5. 入院時食事療養費に関する事項

当院は入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています

入院食事療養費

所得区分		標準負担額（1食あたり）
70歳未満	70歳以上	510円
区分 ア	現役並	
区分 イ	現役並	
区分 ウ	現役並	
区分 エ	一般	
区分 オ	低所得者Ⅱ	240円
	低所得者Ⅰ	110円

6. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成27年4月1日より、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨お申し出ください。

7. 保険外併用療養費

特別療養環境室料（差額室料）

A1病棟		
個室	20室	2200円/日

A2病棟		
個室	20室	2200円/日

B病棟		
個室	9室	3300円/日

2人部屋	—
4人部屋	—

病室	定員	料金
2206室	1名	2,200円
2207室	1名	2,200円
2208室	1名	2,200円
2209室	1名	2,200円
2210室	1名	2,200円
2211室	1名	2,200円
2214室	1名	2,200円
2215室	1名	2,200円
2216室	1名	2,200円
2217室	1名	2,200円
2218室	1名	2,200円
2219室	1名	2,200円
2220室	1名	2,200円

A1病棟

病室	定員	料金
2221室	1名	2,200円
2222室	1名	2,200円
2223室	1名	2,200円
2224室	1名	2,200円
2229室	1名	2,200円
2230室	1名	2,200円

2人部屋	—
4人部屋	—

病室	定員	料金
2106室	1名	2,200円
2107室	1名	2,200円
2108室	1名	2,200円
2109室	1名	2,200円
2110室	1名	2,200円
2111室	1名	2,200円
2112室	1名	2,200円
2113室	1名	2,200円
2114室	1名	2,200円
2115室	1名	2,200円
2116室	1名	2,200円
2117室	1名	2,200円
2118室	1名	2,200円

A2病棟

病室	定員	料金
2119室	1名	2,200円
2120室	1名	2,200円
2121室	1名	2,200円
2122室	1名	2,200円
2123室	1名	2,200円
2124室	1名	2,200円

2人部屋	2室	1100円/日
4人部屋	2室	1100円/日

病室	定員	料金
3201室	1名	3,300円
3202室	1名	3,300円
3203室	1名	3,300円
3204室	1名	3,300円
3205室	1名	3,300円
3206室	1名	3,300円
3207室	1名	3,300円
3208室	1名	3,300円
3209室	4名	1,100円
3210室	4名	1,100円
3223室	1名	3,300円
3224室	2名	1,100円
3226室	2名	1,100円

8. 保険外負担に関する事項

項目	料金単位	料金
当院様式診断書	1部につき	¥3,300
障害年金診断書	1部につき	¥7,700
自立支援医療 診断書	1部につき	¥3,300
精神障害者保健福祉手帳 診断書	1部につき	¥3,300
死亡診断書	1部につき	¥5,500
生命保険会社 診断書	1部につき	¥7,700
受給状況等証明書(年金用)	1部につき	¥3,300
成年後見用診断書	1部につき	¥5,500
家族相談	1回につき	¥3,300
薬物中毒検出用キット	1回につき	¥4,000
床頭台鍵交換代(本館棟のみ)	1個につき	¥2,200

日用品管理料	1日につき	¥50
貴重品管理料	1日につき	¥50
項目	料金単位	料金
プリペイドカード	1枚につき	¥1,000
防水シート代	1枚につき	¥140
おむつ請求代行料	1回につき	¥800
週間投薬カレンダー	1枚につき	¥2,200
エンゼルセット	ガーゼねまき	¥2,145
	顔あてTKA	¥339
	メモリーシオン	¥1,056
	タオル 1枚	¥100

※全て税込表示です。

※その他につきましては必要時、別途ご案内させていただきます。

※上記金額については場合により変更することがあります。ご了承ください。

9. 「一般名処方」について

薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。一般名処方により、特定の薬の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の薬から選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品において十分な供給が難しい状況が続いております。当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、「一般名処方」による外来処方箋を発行しています。

「一般名処方」について、ご不明な点がございましたら、当院薬剤科までお気軽にお問い合わせください。

10. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

厚生労働省からの通達により、2024年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくこととなります。この機会に、後発医薬品の積極的な利用についてご検討ください。詳しくは下記アドレスから厚生労働省の作成したパンフレットをご確認ください。

mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf

2025年5月31日

医療法人社団翠会 八幡厚生病院

院長 三浦 智史